

## 目利き番頭 船えもん デザイン等ガイドマニュアル

### はじめに

このマニュアルは、目利き番頭 船えもん（以下、「キャラクター」という。）のデザイン等を使用するにあたり、イメージの統一を図るため、デザイン等に関する基本的なルールをまとめたものです。

### ◇「目利き番頭 船えもん」プロフィール



江戸時代の「船橋宿」から、平成24年6月6日にやってきました。いなせなロイド眼鏡を輝かせ、目利きとしての才覚は抜群です。散切り頭で決めた髪型は「舟」の字をイメージするなど、生まれ育った船橋に強い愛着があります。

温和で少し照れ屋な性格ですが、目利きとしての仕事には厳しく、探求心と好奇心が旺盛。そんな船えもんの仕事は、船橋の「ええもん」を探し出し、PRすること。今日も船橋の隠れた銘品、逸品に目を光らせています。

### (1) キャラクターのデザイン等の使用について

「目利き番頭 船えもん」は、船橋市のキャラクターとして適正な管理をするために使用基準を設けております。

地域活動、公共広告などへのご利用にあたっては「目利き番頭 船えもん」デザイン等使用取扱要綱及び本ガイドマニュアルに沿って適切にご利用ください。デザイン等の使用の際は、商工振興課の承認が必要となりますので、事前申請をお願いいたします。申請より使用の承認の通知まで1週間程度要します。

## (2) 使用できるデザイン

使用できるキャラクターのデザインは、船橋市のホームページに掲載しているとおります。

## (3) 標記

デザインを使用する場合、名称を標記するかは“任意”となります。  
以下に名称を標記した場合の例を記載します。

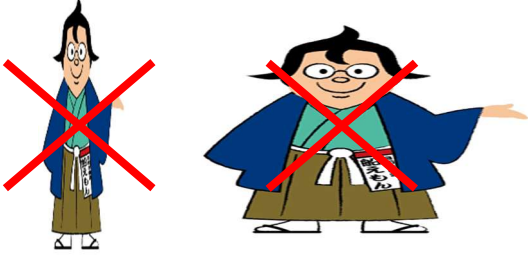


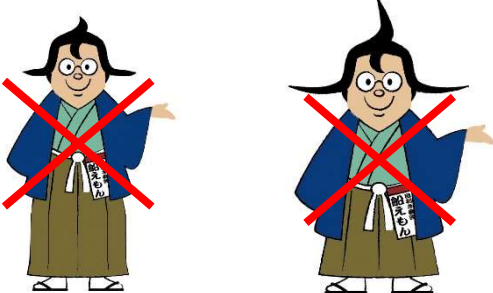
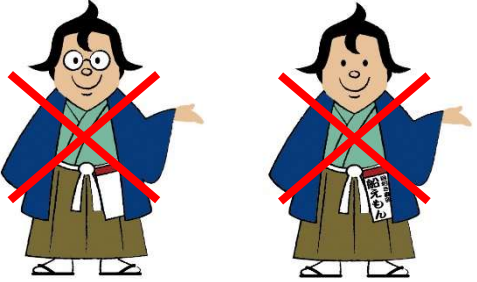

### (例1) 標記の例



また、目利き番頭 船えもんの「吹き出し」言葉を使うことは可能です。但し、目利き番頭 船えもんの吹き出し言葉として適切でない内容であると判断した場合は、許可しないことがあります。

### (3) デザインの改変

船えもんのイラストは、イメージの混乱を避けるため次のような改変はしないでください。

<p>■縦横の比率を変えない</p> 	<p>■デザイン等の上に他の要素（文字、図形等）を重ねない</p> 
<p>■色を変えない</p> 	<p>■バランスを変えない</p> 
<p>■デザインの省略をしない</p> 	<p>■その他、キャラクターの視認性を損なわない</p> 

<問い合わせ先>

船橋市商工振興課

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

Tel : (047) 436-2473

Fax : (047) 436-2466

E-mail : [kankopromo@city.funabashi.lg.jp](mailto:kankopromo@city.funabashi.lg.jp)